

伊方原発広島裁判：本訴第2回口頭弁論は8月22日（月）、原告側の主張計画が示される見込み

===== 2016年8月18日 直ちに解禁

2016年8月18日（広島）：

四国電力伊方原発の運転差止を求めて広島地裁に提訴している伊方原発広島裁判のうち、3月11日第1陣本案訴訟（本訴）の第2回口頭弁論が、8月22日（月）午後2：00から広島地裁で開かれる。去る6月13日に開かれた第1回口頭弁論では、原告側が訴状の陳述、被爆者で原告団長の堀江壯が意見陳述などが実施されたが、第2回口頭弁論期日では、原告側代理人から今後の主張計画が提出される見込みで、今後の原告側の主張の概要が示されることになり注目される。さらに口頭弁論終了後、裁判所内別法廷で裁判所、原告側、被告側3者による進行協議も行われる見込み。

原告団はさる8月3日に79名の第2陣提訴を行っているが、今後3月11日の第1陣提訴66名弁論と併合される予定とのこと。

8月22日の第2回口頭弁論期日では、開廷に先立って原告団・応援団合同で広島地裁への乗り込み行進が行われる。口頭弁論・進行協議終了後、最寄りの広島弁護士会館、2階大会議室を会場に報告会・記者会見が実施される。開始時刻は、口頭弁論・進行協議次第だが午後2時30分から3時の間の見込み。（添付チラシ「伊方原発広島裁判第2回口頭弁論」参照のこと）

四国電力伊方原発3号機は、現在原子力規制委員会の規制基準適合性審査のプロセスのうち最終段階の「使用前検査」中であり、8月12日には「使用前検査」のうち実際に原子炉を起動させて安定的に定格出力するかどうかの「起動後検査」に入っている。（多くのマスコミの報道するいわゆる“再稼働”）起動後検査は約1カ月近くかかる見通しであり、正式に検査に合格し、書面での合格証を取得した上で営業運転再開＝再稼働に入るのは9月上旬となる情勢。原告団は危機感を募らせている。また先日来の熊本大地震に端を発する中央構造線断層帯の活動活発化に懸念を抱く原告も増えている。

なお規制委は今回審査全体で、日本の原発の再稼働を急ぐため例外的な一体審査制を採用して規制基準適合性審査を進めている。（別添原子力規制委員会スライド「実用発電用原子炉に係わる新規規制基準について－概要－」のスライド番号22参照のこと） <了>

問い合わせ先：伊方原発広島裁判応援団事務局 〒733-0012 広島市西区中広町2丁目 21-22-203

e-Mail：saiban_office@hiroshima-net.org URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

担当者：原田二三子（専用携帯電話 090-7372-4608）